

広報しんち

平成25年3月20日号

届出はお早めに

3月・4月は転勤や新入学などで住所変更等に関する届出が、一年のうちで最も多い時期です。新地町に移ってきたときや、町外に移るときには転入・転出の届出が必要です。早めの手続きをお願いします。

住民登録

住所を変更したときには、役場への住民登録の届出が必要です。

正しい住所を届けておかないと、選挙ができなかったり、国民年金や児童手当などの給付が受けられなくなるばかりでなく、子どもの予防接種や入学にまで影響が出てきます。下表に該当する方は、必ず期限内に役場町民課に届出

てください。

印鑑登録

印鑑登録証明書は、金銭の貸し借りや登記などに使われる大切なものです。そのため、印鑑登録を行うには、登録する印鑑の他に、本人であることを確認するための運転免許証等、官公庁で発行した写真入りの身分証明書が必要です。

病気や仕事などで本人がお

越しになれない場合には、代理での申請ができますが、本人（自筆）の委任状（代理人選任届等）、代理人の印鑑、代理人の身分証明書等が必要になります。なお、この場合には登録本人宛に照会文書を郵送して、申請に相違がないことを確認しますので、2、3日程度かかります。

また、印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、印鑑登録証（カード）を忘れずにお持ちください。

身分証明書が必要です

本人になりました者が、転出や転入などの届出をすることを未然に防ぐために、町では、住民の異動届出や印鑑登録などをされる方に身分証明書を提示していただき、本人確認を行っています。

本人確認のための書類は、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、その他官公庁が発行した写真入りの身分証明書などです。

住所変更等の届出

届出事項	届出期間	持参するもの
転入届 (他市町村から引っ越してきたとき)	新地町に住み始めた日から14日以内	・届出人の印鑑 ・転出証明書（前住所地で交付されたもの） ・国民年金手帳（加入者のみ） ・本人確認書類（※）
転出届 (他市町村に引っ越すとき)	転出先・転出する日が決まったら速やかに	・届出人の印鑑 ・印鑑登録証（登録者のみ） ・国民健康保険証（加入者のみ） ・本人確認書類（※）
転居届 (町内で住所を変えたとき)	住所を移した日から14日以内	・届出人の印鑑 ・国民健康保険証（加入者のみ） ・本人確認書類（※）
世帯主変更届	変更した日	・届出人の印鑑 ・国民健康保険証（加入者のみ） ・本人確認書類（※）

(※) 本人確認書類とは、運転免許証、住基カード(写真入り)やパスポートなど官公庁発行の写真入りの身分証明書(有効期限内のもの)などです。

◎問い合わせ 町民課 (☎2115)

学校臨時調理員 学習支援員 介助員募集

町教育委員会では、町立小中学校の臨時調理員、児童生徒の学習等を支援する学習支援員、補助員、身辺自立補助等の介助員を募集します。

- ・臨時調理員 1名
- ・学習支援員、補助員 2名
- ・介助員 2名

・**応募資格**
 ・臨時調理員 調理師の資格を有する方（平成25年3月末日までに資格取得見込みの方を含む）
 ・学習支援員 養護教諭または小学校、中学校教諭の資格を有する方

・**学習支援補助員** 学習支援や特別支援を援助できる方
 ・**介助員** 学校生活や身辺自立の支援が必要な児童を介助できる方

雇用期間
 4月8日から6か月以内（期間更新の場合あり）

勤務時間

8時～15時（臨時調理員は8時～16時45分）
 週4～5日
賃金

・臨時調理員

6,600円/日

・学習支援員

2,000円/時間

・学習支援補助員

1,500円/時間

・介助員

1,500円/時間

勤務場所 町内各小中学校

選考方法

書類審査および面接

募集期間 4月2日(火)まで

申込手続

履歴書を新地町教育委員会

教育総務課まで提出してください。

◎問い合わせ

教育総務課（☎④4477）

発掘調査 作業員募集

町教育委員会では、平成25年度町内遺跡発掘調査作業員

を募集します。

雇用人数 10名程度

応募資格 満18歳から満68歳までの町内在住で健康な方（昭和19年4月2日から平成7年4月1までに生まれた方）

賃金 6,000円/日

雇用期間

4月下旬～12月下旬

作業内容 町内文化財の発掘調査、町内文化財施設の清掃、整理

作業時間

8時30分～16時45分

原則 1か月15日間勤務

作業場所 町内

募集期間 4月5日(金)まで

応募方法 町教育委員会へ履歴書（顔写真添付）を送付、もしくは直接お持ち込みください。選考は書類選考にて行い、採用結果は4月中旬に郵送により報告します。

その他 土・日・国民の祝祭日は休み。業務上の事故については、労働者災害補償保険法により対応します。また雇用保険が適用されます。

◎申し込み・問い合わせ

教育総務課（☎④4477）

平成25年度 自衛隊幹部候補生募集案内

募集種目	区分	男子	女子	試験期日	受付期限
一般幹部候補生 大卒程度 試験	陸上 自衛隊	一般要員 約110名	約10名	1次試験 5月11日(土)・12日(日) 筆記試験 (12日は飛行要員希望者のみ) 2次試験 6月11日(火)～14日(金)のうち指定する1日 小論文、口述試験、身体検査等 3次試験（海上・航空自衛隊飛行要員のみ） 海上自衛隊 7月8日(月)～12日(金)のうち指定する1日 航空自衛隊 第1回7月20日(土)～25日(木) 第2回7月27日(土)～8月1日(木) 第3回8月3日(土)～8日(木)予備	4月26日(金) 締切日必着
		音楽要員 若干名			
	海上 自衛隊	一般要員 約50名	約10名		
		飛行要員 約40名	約10名		
一般幹部候補生 院卒者 試験	陸上 自衛隊	一般要員 約10名			
		(理・工学)			
		一般要員 若干名			
		(法学)			
	海上 自衛隊	一般要員 約20名			
	(理・工学)				
	航空 自衛隊	一般要員 約10名			
	飛行要員				

※応募資格や試験会場など、詳しくは自衛隊福島地方協力本部相双地域事務所までお問い合わせください。

◎問い合わせ 自衛隊福島地方協力本部相双地域事務所（☎③4712）

無料法律相談所

新地町では、次のとおり弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。

開設日時（4月）

①弁護士による相談 4月16日(火)

②司法書士による相談 4月9日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 被災者の生活に関する悩みや支援制度の紹介等

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部 (☎³⁶4789)

福島県司法書士会 (☎024-534-7502)

町民課 (☎⁶²2116)

休日在宅当番医

4月7日(日)

阿部クリニック

(相馬市) ☎³⁹2553

4月14日(日)

柏村内科胃腸科

(相馬市) ☎³⁶6636

4月21日(日)

浜通りふれあい診療所

(相馬市) ☎²⁶7100

4月28日(日)

早川医院

(相馬市) ☎³⁷3500

4月29日(月)

桜ヶ丘さいとう整形外科

(相馬市) ☎³⁹1333

診療時間 9時～16時

休日在宅歯科当番医

4月7日(日)

木幡歯科医院

(鹿島区) ☎⁴⁶2244

4月14日(日)

山本歯科医院

(相馬市) ☎³⁹2853

4月21日(日)

すすむ歯科医院

(原町区) ☎²⁶1062

4月28日(日)

わたなべ歯科クリニック

(相馬市) ☎³⁶2345

4月29日(月)

鈴木歯科医院

(原町区) ☎²³2707

診療時間 9時～16時

必ずチェック 最低賃金

福島県の最低賃金は

664円

(金額は時間額です)

◎問い合わせ

福島労働局賃金室 ☎024-536-4604

ご存知ですか？

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教

育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

対象となります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生であれば、必ず事項を記入の上ご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されませんが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険

料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

詳しくは相馬年金事務所または役場健康福祉課までお問い合わせください。

◎問い合わせ

相馬年金事務所

(☎³⁶5173)

健康福祉課

(☎⁶²2932)

新地町環境都市町民フォーラム

～環境と暮らしの未来（希望）が見えるまち～

日時 **3月25日**（月） 13時30分～15時30分

場所 **農村環境改善センター**

町では、復興と一体となった環境都市の実現に取り組んでいるところですが、
広く理解と協力の輪を広げ、
また、これからの町の方向性について考えていくため、
次のとおり「環境と暮らしの未来（希望）が見えるまち」をテーマに、
新地町環境都市町民フォーラムを開催します。
どなたでも参加できます。お気軽にご参加ください。

<第一部> 基調講演

13時45分～14時15分

復興と環境と経済が調和した
新地の環境都市に向けて（仮題）

ー持続可能な環境都市の暮らしと産業の共生に向けてー
独立行政法人国立環境研究所 藤田 壮

<経歴>

東京大学都市工学科卒業、ペンシルバニア大学院都市計画修士、東京大学博士（工学）。

東洋大学工学部教授を経て、現在は国立環境研究所環境都市プログラム総括。

専門は環境システム学、都市環境計画、環境技術評価、エコタウン、都市産業共生システム。

豊富な知識と経験をもとに、環境都市の可能性をご講演いただきます。



<第二部> パネルディスカッション

14時30分～15時30分

新地町の環境都市の実現と復興に向けて
（仮題）

<コーディネーター>

・東京国際大学 商学部 教授 生井澤 進

<パネラー>

- ・新エネルギー経済性評価センター 福島大学理工学系客員教授 高仲 日出男
- ・独立行政法人 国立環境研究所環境都市プログラム総括 藤田 壮
- ・(株)共同通信社 情報企画本部 本部総務兼企画グループ長 吉永 憲
- ・明治学院大学 社会学部福祉学科教授 和氣 康太

専門の先生方に、町の環境都市の実現に向けた夢や課題を、内外の事例を交えながら、幅広く議論していただきます。



問い合わせ先：企画振興課 環境未来都市推進室（電話 0244-62-2112）

〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30